

話し合いの概要（平成 30 年 8 月 29 日）

（団体）

（前回の話し合いで、現在同和地区は存在していないにも関わらず、今後も同和地区という表現を用いていくのかとの問いに対して、）同和地区は必要な表現なので今後も用いるとの回答をいただいたが、歴史的な経緯を述べる場合を除き使わなければならない必要性について説明していただきたい。

現在、存在しない同和地区という言葉が行政が率先して使うことで現在もあるかのような誤解や偏見を行政みずから作り出しているのではないか。

（県）

同和問題を説明する場合など、必要に応じて同和地区という言葉を用いることはあると考える。その場合は、誤解を招くことの無いよう用語の解説を付けている。

また研修・啓発などにおいては、同和地区は現在存在していないことの説明を行っている。

（団体）

昨年実施された、人権に関する県民意識調査で同和地区に関する設問が設定されていたが、現在同和地区がないことを考えればそういった設問をもうけることはあり得ない。存在しない同和地区を設問とした調査を行う理由を説明していただきたい。

（県）

一昨年、施行された部落差別推進解消法では、部落差別は存在していると明記している。同和問題は解消に向かいつつあるが解消されてはいないとの考えの下に、誤解を招くことのないよう同和地区についての解説を付けている。

またこの調査は、過去の調査と比較し、県民の意識の変化を把握することを1つの目的としており、基本的には前回と同様の設問としている。

（団体）

県民から市町村役場に同和地区はどこかという問い合わせがあったことが差別事象としてカウントされている。

同和地区という表現を行政が自ら使うのは良いが、県民が関心を持って尋ねることを差別事象として取り扱うのは矛盾していると考えがどうか。

（県）

どのような場面でどういった意図で使われたかにより差別事象に当たるかどうか判断すると考える。

差別事象については、現場が判断した上で県に情報提供してきたものと理解している。

(団体)

学校で生徒が発言した賤称語を差別事象と判断しているが、この場合、誰のどのような人権が侵害されたと考えるのか。

(県)

一般的に、相手を蔑むために使用する行為は「差別事象」にあたると考えている。

基本的には発言を受けた方の人権が侵害されてのではないかと思うが、個々のケースに応じて学校現場が主体的に判断した上で県教委に報告され、人権課に情報提供されていると理解している。

(団体)

(県が毎年公表している「高知県の人権について」では、)女性や子どもなど全ての項目ごとに人権侵害の事例と対応が載せられている。同和問題以外は侵害される人が特定されるが、同和問題については同和地区や同和地区の人が存在しないので、このまとめ方は誤解を与える。

(県)

疑念が生じないような形について検討したい。